

# 令和7年度静岡県セルロース循環経済ビジネス実証事業業務委託 企画提案募集要項

静岡県は、CNFをはじめとするセルロース素材を活用した製品を実店舗等で使用した実証を行い、循環経済の実現に向けたビジネスモデルとして広く県内に普及させることを目的として、セルロース循環経済ビジネス実証事業業務委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

## 1 募集概要

- (1) 業務名 令和7年度静岡県セルロース循環経済ビジネス実証事業業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 「3 募集内容」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和8年3月19日（木）まで
- (6) 契約限度額 5,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 2件程度

## 2 募集目的

現在、国においても「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定するなど、地方活性化の起爆剤として循環経済が注目されている。セルロース素材は、植物由来で環境に優しい素材であるが、セルロース素材を使用した製品の開発やビジネスモデルの普及については未だ途上にある。

そこで、県が主導して、循環経済の実現に向けたセルロース素材の優位性を活かした、新たな用途開発やビジネスモデルの創出を目的とし、本実証事業を行う。

## 3 募集内容

### (1) ビジネスモデルの企画

セルロース素材を使用した製品によるマテリアルリサイクル（製品の製造、使用、回収、再生産）又は未利用廃棄物等からセルロース素材を精製した上で製品化するアップサイクル（未利用資源の回収、セルロース素材への原料化、製品の製造、使用）を実現するビジネスモデルを企画すること。なお、提案するビジネスモデルは本実証事業終了後も県内で普及する可能性の高いものであること。

### (2) 県内の店舗等にて実証事業の実施

(1) で企画したビジネスモデルを基に、店舗等の現場にて製品を実際に使用する実証事業を実施する。なお、実証の場は、静岡県内の店舗等を含むことを要件とし、実証の期間は、1ヶ月以上を確保すること。

### (3) 定性的・定量的評価

従業員や消費者からフィードバックされた使用感などの定性的な評価のほか、製品（リサイクル品を含む）の重量、強度等の物性について科学的エビデンスに基づく評価を行うこと。

### (4) 成果の検証及び報告

上記実証事業の結果を踏まえ、採算性・製品の付加価値向上（従来品との比較）、環境負荷の低減（CO<sub>2</sub>削減効果等）及び上記（3）の評価等の観点から成果及び課題を整理した報告書を提出するとともに、県が令和8年3月頃に開催する成果報告会で報告を行うこと。

#### 4 支払対象経費

人件費等（人件費、謝金、旅費、賃金）、事業費（会議費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、借料・損料、外注費、その他諸経費）、一般管理費 等

※ 原材料費は消耗品費に含めること。ただし、自社製品等を使用する場合は、利益相当分を排除した金額（製造原価等）で計上すること。

※ 設備等の備品はリース・レンタルで対応し、借料・損料で計上すること（購入費は対象外）。

#### 5 応募資格

次に該当する者のうち、①から⑧までの全てを満たす者

企業等（日本国内に本社を有する企業又は団体）を代表機関とするコンソーシアム（民間事業者、大学及び研究機関など）

ただし、コンソーシアムには、静岡県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業・中堅企業を1社以上参加させること。

※中小企業：次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの）

イ 中小企業団体（信用協同組合を除く）

（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの）

ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業であるもの

※中堅企業：中小企業に該当しない企業であって、売上高が1,000億円未満かつ従業員が1,000人未満の企業

- ① 提案する業務計画について、他の機関から補助金等の採択を受けていないこと。
- ② 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- ③ 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- ④ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- ⑧ 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をい

- う。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 応募手続

### スケジュール概要

企画提案募集開始	令和7年4月8日(火)
質問の受付締切	令和7年4月30日(水)
参加表明書の提出期限	令和7年5月7日(水)
企画提案書等の提出期限	令和7年5月14日(水)
ヒアリング審査	5月下旬予定
選定結果の伝達	ヒアリング審査終了後3日以内
契約締結	6月中旬予定

#### (1) 応募期間

令和7年4月8日(火)から5月14日(水)午後5時まで(必着)

#### (2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

#### (3) 提出先

後述の「13 提出先、問合せ先」を参照

#### (4) 必要書類及び必要部数

- ア 企画提案書(様式第1号)…7部(正本1部、写し6部)
- イ プレゼンテーション資料(様式自由)…7部(           "           )
- ウ 業務計画書(様式第2号)…7部(           "           )
- エ 法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)…1部
- オ 事業概要等(パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの)…1部
- カ パートナーシップ構築宣言ポータルサイト…1部(該当する場合のみ)  
(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」

#### (5) 様式等の入手方法

下記の静岡県ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1063550.html>

#### (6) 応募に係る留意事項

- ア 応募件数  
1者が応募する件数の上限は設けない。
- イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

## 7 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先

後述の「13 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「5（1）応募期間」に提出すること。

## 8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（別紙1）により行うものとし、電子メール又はFAXにて受け付ける。なお、いずれの場合も受信状況を担当者に電話で確認すること。

ア 受付期間：令和7年4月8日（火）から4月30日（水）午後5時まで

イ 提出先：「13 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1063550.html>

## 9 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位5者を、

「10 契約候補者の特定（ヒアリング審査）」に示すヒアリング審査の対象者として選定する。  
選定結果については、令和7年5月19日（月）までに通知する。

## 10 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表1に掲げる評価項目に基づき数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、社会的取組を行う者に対しては加点を行う。

加点措置によってもなお同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

ヒアリング審査は事前に提出された企画提案書及びプレゼンテーション資料により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の実情を把握した場合は、この限りでない。

### （1）実施日時

令和6年5月下旬（予定）

実施日時は決まり次第速やかにホームページにて公表し、開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

### （2）実施場所

原則としてオンラインで実施予定

### （3）所要時間

各提案者 30分程度を予定（プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分）。

### （4）出席者

原則、業務責任者を含む計7名以内とする。

### （5）選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、3日以内（土・日・祝日を除く）に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（「8 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、3日以内（土・日・祝日を除く）に通知する。

(表1)

区 分	審 査 項 目
事業趣旨	セルロース素材の特性を活かした循環経済の実現を図るビジネスモデルとなっているか
エビデンス	実証の成果を確認するための十分なエビデンスが取得又は収集できる事業計画になっているか
実現性・収益性	構築するビジネスモデルは、委託事業終了後も収益性を伴ったビジネスとして実現可能であるか。また、製造やリサイクル等の技術的見地からも実現可能か。
期間	効率的で無理のないスケジュールとなっているか
経費	業務内容に見合った適切な経費が計上されているか
実施体制	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか 構成員及び技術者は十分な経験やノウハウを備えているか 静岡県内に実証する場を確保できているか
社会的取組(加点)	パートナーシップ構築宣言企業に対して加点する

**11 契約の締結**

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①委託限度額を超えた場合
- ②応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ④不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤評価の公平性を害する行為があった場合

**12 契約の締結**

## (1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。なお、委託費は、契約金額と本業務に要した経費の実支出額のどちらか低い額で支払うことになる（精算型委託）。

また、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## (2) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

**13 提出先、問合せ先**

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課技術振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2985 F A X：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp